

とく放題(B)会員規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「とく放題(B)」(以下「本サービス」といいます。)の利用について適用されるものとします。
2. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、当社インターネットサービスの会員を対象とし、生活付加価値を高める関連情報を提供するサービスおよび優待サービスをいいます。
- (2) 「とく放題(B)優待サービス」とは、当社が指定する会社（以下「優待サービス提供会社」という。）を通じて、トラベル、グルメ、レジャー、エンターテインメントなどの様々なサービスを市価または定価と比べ割安に利用できる権利をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (4) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (5) 「Yahoo! BB サービス」とは、LINE ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。
- (6) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社が定める「SoftBank ブロードバンド サービス基本規約」により提供される電気通信サービスをいいます。
- (7) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。
- (8) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。
- (9) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank ブロードバンド サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」をいいます。
- (10) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光マンションサービス規約」のことをいいます。
- (11) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。

(12)「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 契約の成立等

第3条 (契約の単位)

本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約ごとに1つの利用契約を締結することができるものとします。

第4条 (申し込みの資格)

1. 本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約を締結している者またはこれらのサービスに申し込みを行った者に限りお申し込みができるものとします。
2. 本サービスは個人向けサービスです。法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、または法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの申し込みを行う者は、本サービスの申し込み資格を有しません。

第5条 (利用契約の申し込み)

1. 利用契約のお申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により当社に対し行うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスのお申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
 - (2) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、お申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、またはお申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
 - (3) 申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき。
 - (4) 過去に不正利用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。
 - (5) 申込者が過去に本サービスの利用契約成立前にお申し込みの撤回をしたとき。
 - (6) 当社インターネットサービスのお申し込みと同時に本サービスのお申し込みを行った場合において、当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかったとき。
 - (7) その他当社が適当でないと判断するとき。

第6条 (利用契約の成立)

1. 当社インターネットサービスと同時に本サービスをお申し込みの場合の利用契約の成立は以下のとおりとします。
 - (1) SoftBank 光を除く当社インターネットサービスと同時に申し込みの場合、当社インターネットサ

サービスの利用契約の成立日に本サービスの利用契約も成立するものとします。

(2)SoftBank 光と同時にお申し込みの場合、SoftBank 光の工事予定日もしくは転用（SoftBank 光サービス規約第2条18項に定義）予定日に、本サービスの利用契約が成立するものとします。

2. 当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受諾した日に契約が成立するものとします。

第7条（優待サービスの利用）

会員は、とく放題(B)優待サービスの利用にあたり、各優待サービス提供会社が別途定める利用規約、利用条件ほかを遵守するものとします。

第3章 利用料金等

第8条（利用料金等）

1. 利用料金等は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は利用料金を支払うものとします。

2. 当社は、利用料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為をLINE ヤフー株式会社その他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。

3. 利用料金等の課金開始日は以下の通りとします。

(1) 当社インターネットサービスと同時に本サービスを申し込み、2015年2月4日以降に本サービスの利用契約が成立した者：当社インターネットサービスの課金開始日と同日

(2) 当社インターネットサービスの利用契約成立後、2015年2月4日以降に本サービスを申し込み、利用契約が成立した者：本サービスの契約成立日と同日

※本サービスを初めて申し込み、2015年2月3日までに本サービスの利用契約が成立した者：本サービスの利用契約成立日が属する月の翌々月の1日

※本サービス解約後において再度本サービスを申し込み、2015年2月3日までに本サービスの利用契約が成立した者：本サービスの利用契約成立日が属する月の1日

4. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、原則として利用料金等をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。

第9条（利用料金等の支払方法）

1. 会員は利用料金等を、当社インターネットサービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。

2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、当社インターネットサービス会員規約に定めるところによるものとします。

第4章 会員の義務等

第10条（禁止事項）

1. 会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を他の会員に提供する行為

- (2)他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - (3)他の会員または第三者に不利益を与える行為
 - (4)他の会員または第三者の著作権その他の知的財産権および保護されるべき法的権利（以下「著作権等」といいます。）を侵害する行為
 - (5)他の会員または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - (6)自己または第三者の営利を目的とする行為
 - (7)法令に違反しまたは違反のおそれのある行為、あるいは法令に違反しまたは違反のおそれのある情報を他の会員に提供する行為
 - (8)本サービスを通じて入手した情報の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為
 - (9)本サービスの運営を妨げるような行為
 - (10)本サービスの信用を毀損するような行為
 - (11)サービス提供会社が定める優待サービス利用規約に違反する行為
 - (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為
2. 会員が前項記載の禁止行為に違反し、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する責任を負うものとします。また、会員が本サービスで公開した情報に起因して第三者と紛争が生じた場合には、会員は自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。

第 11 条（会員登録内容の変更）

本サービスのお申し込みにあたり登録した内容に変更が生じた場合は、会員は当社所定の方法により、速やかに変更登録をしなければならないものとし、当該変更登録がなかったことで会員が不利益、損害等を被ったとしても、当社は会員に対し一切責任を負わないものとします。

第 5 章 サービスの中断、停止等

第 12 条（本サービスの中止・中断）

- 1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。
- 2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。
 - (1)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。
- 3. 本条に定める本サービスの中止・中断により会員が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 13 条（サービス提供に関する免責事項）

- 1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当

社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。

2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。
3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。
4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
5. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。
6. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。
7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。
8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。

第 14 条（サービスの変更、追加）

当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。

第 6 章 利用契約の終了

第 15 条（会員側からの解約）

1. 会員が本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達した月の末日（以下「解約成立日」といいます。）をもって本サービスの利用契約が解約されるものとします。
2. 前項の場合、会員は、解約申し出日より解約成立日までの間に、当社所定の方法により当社に通知する

ことにより解約の意思の撤回をすることができるものとします。

第 16 条（当社側からの解除）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。
 - (1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。
 - (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
 - (3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。
 - (4) 本サービスの利用契約成立後に、第 5 条第 2 項各号に該当する事由の存在が判明した場合。
 - (5) 第 4 条第 2 項に定める、本サービスの申し込み資格を有さない者が本サービスの利用契約を締結していた場合。
 - (6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。
 - (7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。
2. 当社は本条 1 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 利用契約が解除された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。
4. 本条により月の途中で利用契約が解除された場合であっても、会員は本サービスの解約日が属する月の利用料金等を支払うものとします。

第 17 条（当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置）

1. 事由の如何を問わず、会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく当社インターネットサービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、会員は本サービスの終了日が月の途中でであっても、当該終了日が属する月の利用料金等の支払義務を負うものとします。
2. 前項にかかわらず、会員が当社インターネットサービス以外の当社提供の電気通信サービスのお申し込みにより当社インターネットサービスの利用契約が終了する場合は、当該申込日の属する月の月末をもって終了するものとします。

第 18 条（利用契約終了後の措置）

事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第7章 雑則

第19条（通知・連絡等）

1. 当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。
2. 当社が、ホームページへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した時に、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信した時に、効力を生じるものとします。

第20条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第21条（個人情報の保護）

1. 当社は、お客さまのパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 当社は、本サービスを提供するにあたって、Google Analytics によるアクセスログの収集・解析を実施する場合があります。Google Analytics では主にファーストパーティ Cookie を使用し、個人を特定できない形でログを収集します。なお、収集されるログは Google 社のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。Google Analytics のプライバシーポリシーについては以下 URL をご確認ください。

<http://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/>

Google Analytics によるデータ収集を希望されない場合には、Google アナリティクス オプトアウト アドオンをご使用ください。

Google アナリティクス オプトアウト アドオン

<http://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja>

第22条（権利の譲渡等）

1. 会員は、会員としての地位、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

第23条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第24条（合意管轄）

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2015年2月4日制定実施)

(2015年4月1日改訂実施)

(2015年7月1日改訂実施)

(2016年1月6日改訂実施)

(2020年4月1日改訂実施)

(2022年4月1日改訂実施)

(2023年6月1日改定実施)

(2023年10月2日改定実施)

(2024年4月1日改定実施)